

戦前のわが国における

アイアランド史研究文献について (一)

上野 格

一 はじめに

一九七三年の秋であった。筆者が始めて、後述する時永浦三の『愛蘭問題』を手にすることが出来、そのコピーを作成し得た頃、三号館の控室で山崎三郎先生に、この本の存在と、朝鮮総督齋藤實がアイアランド問題の現地調査を時永に命じた事実をお話ししたことがあった。「いや、そこまでやっておったとは驚きだねえ」、と大きなお声で感想を述べておられたのが、今もはっきり耳に残っている。その折、そうした、いわばわが国における「アイアランド学事始め」について、近く、短いものをまとめると申上げたのだった。

この小論は、右のような山崎先生との雑談の中から生れたものである。驚いたことに、昔の日本の学者には非常な勉強家が揃っていて、「事始め」は時永浦三の著作をさらに二十年も遡ることになった。しかも、それとて鼻祖とは言いがたいことは、ほぼ確実である。^①しかし、不勉強な筆者が、猛烈な勉強家達の業績を遡って調べよ

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について (一)

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について(下)

うというのであるから、この作業は、まず、いつになっても果てよう筈がない。これは、従って、一応の中間報告として、山崎先生に途中経過をお話するつもりで、まとめたものにすぎない。

この程度のもので、非常に多くの方々のご好意によらなければ出来なかった。時永浦三、大島貞益、永野八郎については、甲南大学の杉原四郎教授がお教え下さった。時永浦三の著書も、杉原先生ご自身の蔵書を利用して頂いた。下田将美の著書は成蹊大学の別枝達夫教授から拝借した。大島貞益の著書は本学の岡田俊平教授からお借りし、吉村源太郎の『愛蘭問題』は大阪市大の竹本洋氏に、同大学のコピーを作っていた。本学の杉山武彦講師には、大島、吉村の著作について一橋大学図書館を調べていただき、『印度統治改革案』を借出していただいた。諸先生のご厚意に心からお礼を申上げる。

二 主要著作

戦前のわが国におけるアイアランド研究は、明治期における貿易論争に端を発し、大正期の朝鮮植民地統治の重要参考資料として再認識され、さらに、大正―昭和前期の自作農創設問題の参考例および日本資本主義論争の傍証として取上げられてきた。主な著作には次のごときものがある。

大島貞益『経済纂論』 明治三十三年(一九〇〇年)のうち第二十一編「人口論の概要」―『経済纂論』は、大島貞益『情勢論』 解題 本庄栄治郎、明治文化叢書、日本評論社、昭和十八年、に一部採録されている―

永野八郎『商権争奪史論』 啓成社 明治四十三年(一九一〇年)のうち第二十八章「商工業を奪われたる國愛蘭土」、第三十章「自由貿易主義の犠牲 愛蘭土」―未見

吉村源太郎『愛蘭問題』 拓殖局 大正八年（一九一九年）

同 『愛蘭及埃及問題ニ就テ』—未見

同 『印度統治改革案』附録『愛蘭法案』 拓殖局 大正九年（一九二〇年）

時永浦三『愛蘭問題』 大正十年（一九二二年）—朝鮮総督府内資料であるが、特にその旨の記載はない—

下田将美『愛蘭革命史』 二松堂 大正十二年（一九二三年）

澤村康『アイルランドの土地政策』、『社会政策時報』七十四、大正十五年（一九二六年）所収。—同『小作法と

自作農創定法』 改造社 昭和二年、に採録—

矢内原忠雄『アイルランド問題の發展』、『經濟學論集』六一三、昭和二年（一九二七年）所収—同『帝國主義下

の印度』 大同書院 昭和十二年、に『アイルランド問題の沿革』と改題されて採録。同全集第三卷、岩波書

店、昭和三十八年—

平野義太郎『アイルランドにおける土地問題』、『歴史科学』昭和十一年五、六月号（一九三六年）所収—『農業問題と土地変革』 平野義太郎論文集 第二卷、日本評論社 昭和二十三年、に採録—

長 寿吉『アイルランド自由國』 弘文堂 昭和十五年（一九四〇年）

なお、澤村康は、関係書目百十一点を巻末に記し、その中に六篇の邦文文献をあげている。帝國農會編『各國の自作農創定に関する調査』大正六年、農商務省農務局編『諸外國に於ける小作制度』第一卷、大正十年、同『諸外國に於ける小作に關する法令』第一卷、大正十年、同『諸外國に於ける小作爭議仲裁制度要綱』大正十一年、奥田彥『愛蘭に於ける小作農保護政策』、『帝國農會報』第十卷第十一号乃至第十一卷第四号、河田嗣郎

戦前のわが国におけるアイルランド史研究文献について（一）

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について(一)

『農村研究』、弘文堂 大正十四年。殆んどが澤村達の仕事であり、澤村の前記の研究に吸収されている。矢内原忠雄が註にあげている文献二十六点のうち、邦文文献が、高島沢資本論を除いては澤村の前記論文のみであることは、この間の事情を物語るものと言えよう。

平野義太郎には、「小作地改良に基く有益費償還請求権」(『法學協會雜誌』大正十五年九月号)という論文もあり、それでは、アイアランド小作法による小作人保護、三F (Fixity of Tenure, Fair Rent, Free Sale of Tenancy)の要求、アイアランド土地改良法などを紹介している。さきにあげた著作は、労農派の提示する「アイアランドの小作と日本の小作の類似」を批判する意図で書かれたものであって、批判の直接の対象となった論文は、藤井米蔵「アイアランドの制度について」、『社会評論』昭和十一年二月号、である。平野は、当時の代表的な通史であったオブライエンの『十八世紀におけるアイアランド経済史』を除けば、殆んど資本論およびマルクスとエンゲルスの書簡を利用して論文を書きあげている。長寿吉は参照文献を三十点あげているが、その中に邦文文献は一点もない。

三 問題意識の変遷

さきにあげた書物は、それぞれどのような問題意識をもって書かれたものであろうか。年代を追って概括してみたい。

1) 保護主義の傍証としてのアイアランド——大島の場合

大島貞益は明治十年にマルサス人口論の紹介本を翻譯し、明治二十二年にはリストの『経済学の国民的体系』を訳出（『李氏経済論』）した保護貿易主義の立場に立つ経済学者である。保護貿易論は明治の始めより多く主張されており、中でも若山儀一の『保護税制』明治四年などがその最初のものでされている。これに対して、自由貿易論も神田孝平、津田真道をはじめ多くの論客により主張されていたが、中でも田口卯吉『自由交易日本経済論』明治十一年は著名である。これを批判したのが犬養毅であり、大島貞益であった。彼は『李氏経済論』の訳序で次のように述べている。

「（リストの）立論の大意は當時自由貿易の説新に起り、一世之に風靡するを慨歎するに在り。其説に言う自由貿易は至理なるべし。然ども國各々其情勢あり。一概に自由の理を妄信して其國の急なる所を忘るるは非なり」と（大島貞益『情勢論』日本評論社、七六頁）

抽象的理論的には自由貿易の正しさを認めるが、具体的現実的には、その国の事情に応じて適切な政策をとらねばならぬ、というわけである。彼の経済学の著書は二冊であるが、その一たる『情勢論』明治二十四年は、この立場で書かれた保護貿易論であった。情勢とは、具体的現実的なその国の事情、即ち「國勢時情」の略であり、彼は、それがリストの主張の精髓だと理解していたのである（前掲書一〇八頁）。

『経済纂論』は彼の二冊目の経済学の著書である。静岡県多額納税議員宮崎総五が、古稀の祝いに、誕生祝賀会を行う代りに、大島に書かせて知人に配布したという。これは、四九九頁の大著であり、その内容も広汎にわたっている。総論、第一門 造出（＝生産）、第二門 分配、第三門 交換、からなり、総論では学史および貨幣論、第一門では生産の三要素即ち「土地」「勤労」「資本」および分業論が扱われている。ちなみに、彼はジェボ

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について（一）

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について (→)

ンズの貨幣論も訳している(明治十六年)。第二門では「地代」「賃銭」「利子」「利潤」が扱われ、人口論および農産物の収獲通減の法則、労働組合論などもここに登場する。第三門は価値、貨幣制度論、外国貿易論、信用、手形、外国為替および景気論である。この編別構成がJ・S・ミルからとられていることは誰の目にも明らかである。同書の凡例で、彼は、「本書ハ専ハラミル、ハウセツト、ロツセル、ケイリー、リストノ五家ニ據リ、旁ラ諸家ノ説ヲ參取ス。貨幣ノ事ハゼボンスニ取ル事多シ。」(前掲書一九五頁)と述べて、その成立の事情を明らかにしている。しかし、単なる翻案ではなく、トインビーの産業革命論を利用して大工業と小工業の優劣を比較したり、中国および日本の経済事情をふんだんに織りこんで具体的に論ずるなど、かなり良く工夫された経済学入門になっているのであり、当時で言えば、十分「経済原論」の名に値するものであったと言えよう。

アイアランド問題は、この中の第二門 第二十一篇 人口論の大意 に登場する。彼はマルサス人口論の大意を紹介したのち、それを批判して次のごとく問題を提起する。

「以上はマルサスか人口論の概略にして蓋し亦斯學の一大發明たり。爾來往々駁撃を加ふる者なきに非らずと雖とも、竟に能く別に一幟を樹つる能はず、然れども讀者若し今日諸國人民の往々貧苦を極むるを以て、一概に食物の不足に歸せは大誤なり。今日世界の人類一樣に食物不繼の爲めに其繁殖の力を抑へられ、若し其抑制を去らば口數俄然大に増加すへきは、眞にマルサスの説の如くなるへけれども、其一國一地の上に就ては各々事情の大に省察すへきあり、其國の窮民多きは其制度の然らしむるに由らざる歟、人種民質の然らしむるに由らざる歟、社會の趨勢の然らしむるに由らざる歟、等皆深く討究すへきの事たり。然るに之をこれ勉めずして窮苦は人類過半の命運なりと曰は、政府は之に因て純政の責に免れ、慈善者は之に因て其同類を憐むの心を澹にし、財

主は之に因て其労働者を酷使するの口實を得。著者は疑ふ、英國學者が動もすれば民間百般の禍害を取て、人口過殖の弊に歸するの甚しきに過くることを、請ふ愛倫を以て之を例せん。」(前掲書二七六頁)

貧困は人口法則なる自然法則のもたらすものである、とするのは、政府、富裕階級、資本家階級の責任を免れる口実を提供するだけだというわけである。これに反して、貧困は制度の罪であつて、アイアランドがそのよい証明になるといふ。彼はアイアランドの事情をのべた後に次のように記している。

「右愛倫の事は著者の初意、唯簡短に其究苦の制度に胚胎せるを證明せんと欲せしに、一たひ筆を下して止むる能わず竟に數頁を費やせり。」(前掲書二八二頁)

ここに言う制度とは、經濟の諸制度、就中、貿易の制度である。後述するように、彼は、イングランドとの交易が無関税になつた一八〇一年の「併合法」および一八四六年の穀物条令の撤廢が、アイアランドの困窮を大いに促進したとする。つまり、リストの訳序にあつた彼の保護貿易の主張が、アイアランドの困窮の最近の直接の原因を人口法則ではなくイギリスに強制された自由貿易であるとするこゝによって、証明されているのである。アイアランドは、わが国が自由貿易を続けた場合にたどる一つの悲惨な結末として示されているのである。

なお、後々まで見られる一つの傾向を敢て先取りすれば、わが国のアイアランド論には共通してかなりの同情論があるようである。これは、多分、その屈辱と貧困の歴史があまりにも長く、あまりにも深刻なことに、調べらる者皆が強い衝撃を受けるからであらう。これは、吉村、時永、下田、矢内原の諸氏の場合特に強いようである。

2) 民族、植民地問題としてのアイアランド——吉村、時永、下田、矢内原の場合

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について(一)

戦前のわが国におけるアイランド史研究文献について(一)

大島にとっての問題が自から選択し主張しきたった保護貿易論にあったのに対して、吉村、時永両氏の問題は、上から与えられた異民族統治問題であった。では何故に、大正期に入って、このような問題が俄かに取上げられたのであろうか。それは三・一独立運動に強く示された朝鮮独立運動の故であった。

吉村の『愛蘭問題』の序につけられた日附は大正八年八月である。「文化政治」で知られる齋藤實海軍大将が、長谷川好道陸軍大将の更迭された後をうけて朝鮮総督に任ぜられたのは、同じ大正八年八月十二日のことであった。長谷川の更迭は「朝鮮の民族独立運動にとって一つの画期的な分水嶺をなす」大正八年三月一日からの独立運動(金達寿『朝鮮』岩波新書二二六頁)の故である。これによって、日本の朝鮮統治方針は転換を余儀なくされ、それまでの武断政治に代って「文化政治」が採用され、僅かな範囲内ではあるが朝鮮人の意見発表を認め、朝鮮日報、東亜日報などの朝鮮文字の新聞の刊行を許可するなどの措置がとられた。三・一独立運動に直面して、当局側は朝鮮統治の参考になる海外の情報を集める必要を痛感したのであろう。

吉村の『愛蘭問題』には次のように記されている。

「本書は異民族統治の研究に資せむか為、囑託吉村源太郎の起稿に係る、今印刷して謄写に代ゆ 大正八年

八月 拓殖局」

拓殖局は当時、内閣総理大臣の管理の下で、朝鮮、台湾、樺太、関東州に関する事務と南満洲鉄道とを掌っていた内閣直隸直属部局の一つであった。のちに、拓殖事務局(大正十一年―十三年)、拓殖局(大正十三年―昭和四年)と名称および事務の範囲を少しずつ変えながら続き、昭和四年に拓務省となる。

時永浦三は『愛蘭問題』の序に次のように記している。

「愛蘭問題ノ研究ハ異民族統治に有益ナル教訓ヲ與へ、殖民政策上啓發裨補スル所尠カラサルモノアリ、小官曩ニ官命ニ依リ歐米ニ出張シ、英京ニ到ルヤ、齋藤總督閣下ハ特ニ玉翰ヲ寄セラレ、之レカ調査ヲ命セラル、恰モ愛蘭ハ獨立運動熾烈ヲ極メ、Sinn Feinノ跳梁最モ甚シク、殺氣横溢、物情騒然タルノトキ、親シク愛蘭ニ渡リテ各地ヲ視察シ、Belfastヲ訪ヒタルハ八月末、市街戦ノ行ハレタル直後ニシテ、具サニ侵掠破壊ノ跡ヲ見、感慨禁セサルモノアリ、(以下略)

大正十年七月 朝鮮總督府事務官 時永浦三

この序に明らかなように、アイアランドは、丁度、吉村の調査が復活祭蜂起とその余波の時期、時永の調査が獨立戦争のおわるあたりまでであった。拓殖局や朝鮮總督府側の条件が、三・一獨立運動により作られたとすれば、アイアランドを選ばせた条件は、時を同じくしておこったその国の獨立運動の激しさだったのである。

吉村、時永兩氏の履歴、生涯について、筆者には今迄のところ、何もわかっていない。ただ、後述するように、兩氏とも、筆を進めるにつれてアイアランドにかなり同情的になっていっていることは確かである。

筆者の利用している吉村の『愛蘭問題』には、マル秘の印がおしてある。役人のマル秘好きと片附けることも出来ようが、筆者にはそれが少からず印象的であった。それは、拓殖局が「異民族」と記し、時永が「異民族」と呼んでいるものが、他のどれでもなくまさに朝鮮民族であることを、マル秘の印で民衆の目からかくそうとされていたように思えるからである。何故なら、日本の朝鮮統治は、公けには「異民族統治」ではなかった筈であるから。既に、明治四十三年に韓国併合が行なわれた際、当時の国史学者達は、併合を祝い、こぞって日鮮同祖論を唱えた。「朝鮮總督府官制改革ノ詔書」(大正八年)には、改めて「其ノ民衆ヲ愛撫スルコト一視同仁朕カ臣民

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について(一)

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について(一)

トシテ秋毫ノ差異アルコトナシ……」と明記して、異民族支配ではないことを確認していたのである。しかし、三・一独立運動の後にこの詔書が出されたことが、既に事の真相を問わず語り語っていた。実際には、独立運動に手を焼く統治の荷い手達が、朝鮮民衆を異民族と観念し、その統治方法の範を、大英帝国とその最も古い植民地アイアランドとの関係の中に求めていたのである。詔書はかくれみ、でしかなく、御用学者流の曲学阿世はマル秘印の内側で冷たく嘲笑されていたのである。²⁾

では、吉村、時永たちは何をアイアランドから学んだのだろうか。

吉村は『愛蘭問題』の結論で次のように述べている。

「英國にして愛蘭の弱小にして活殺の權我に在るに安んじ同情なく理解なく統一黨と國民黨との軋轢、舊教徒と新教徒との反目を基礎として儉安糊塗の政策に甘んじ、絶えて英愛間の信任を存養せざるに於ては、愛蘭統治の難局は遂に解決の期なかるべきなり。」(吉村、『愛蘭問題』九六頁)

アイアランドは特殊の文明を持つ異民族であって、イギリスに近すぎる位置にありながら、七百五十年の植民にも拘らず、スコットランドとちがって未だイギリスに同化しない、と吉村は両国の関係を説明し、この、一、異民族、二、国の弱少、三、イギリスに近すぎることを、の三点を問題として取上げる。そして、イギリスは、その圧倒的な優勢を過信して、「エリザベス、クロムウェル以来の殺戮、追放、没収、迫害は史上稀覯の惨虐を極めたるに拘らず、遂に愛蘭人の活力を滅すに至らざりしは愛蘭人の性質及文化の剛強にして根抵あるを語りて餘あるにあらずや」(吉村、前掲書九三頁)と、その抵抗の強さ、民族解放運動の根強さを指摘する。そして、さきの引用のごとく、宗主国がおのれの力を過信せず、双方の信任関係を樹立しなければ統治は成功しない、と結ぶ

のである。エリザベス、クロムウェル以来というのを仮に豊臣秀吉から三・一運動弾圧にいたる、と置きかえ、愛蘭人を朝鮮人と読みかえれば、吉村の結論は、日本の朝鮮統治に対する重大な警告と読める。

時永の『愛蘭問題』の結びは、この置きかえによって一層重大な警告となる性質のものである。

彼は、シン・フエン過激派と逆の過激派との中間をゆく温和派の主張と、イギリスの財政援助などに実際の解決の方法を見出す。吉村も、「ウルスター」党と「シンフェイン」党という両極端の二者を圧倒しなければ問題は解決せぬ、と、記しており、この限りでは、彼らは現在の英政府、アイアランド共和国政府などの見解とも一致しているのであるが、さて、制度的に何とかなったとしても、それだけでは問題は本当には片づかない、というのが時永の主張である。

「思フニ愛蘭問題ハ歴史ニ依リテ作ラレタル歴史的政治行為ノ問題ナリ、歴史的政治行為ノ問題ナルカ故ニ之レカ解決ハ、制度ヲ變更シ統治方針ヲ改革スルニ依リテ為シ得ヘシト雖、易ヘ難キハ人心ノ歴史の記憶ナリ、英人ハ加害者ナルカ故ニ忘却シ易シト雖、愛蘭人ハ被害者ナルカ故ニ記憶スルナリ、愛蘭人ノ欲セサル舊式ノ壓迫政治ハ新ナル文化的民主政治ニ代リ今ヤ着々トシテ其ノ成果ヲ擧ケツツアリ、自治問題ノ解決ハ此ノ成果ヲ促進スルヤ疑ナシト雖、此ノ愛蘭ナル希望ノ大船舶カ、過去七世紀ニ亘リ幾億ノ子々孫々ニ相傳ヘタル記憶ノ大海ヲ航行セントスルハ、海心常ニ碧澄ヲ期シ難ク、時ニ澎湃タル怒濤ノ捲クコトナキヲ保シ難シ、永年ノ歴史ハ一朝ノ改革ニ依リ終結スルモノニアラス、愛蘭問題ノ前途ハ猶ホ未タ大浪起リ暗礁伏シ、遽ニ瞻仰シ得サルモノアリト云フヘシ。」(時永『愛蘭問題』一九七頁)

時永の書物は、全体に、吉村のそれを下敷にし、現地を踏んだ者の強味で、内容を具体的に補い、約二倍に拡張前のわが国におけるアイアランド史研究文献について(→)

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について(→)

大したもののものであって、結論もほぼ同一であるが、この加害者と被害者の関係、屈辱の歴史について被害者の民族の抱く感情、そこに存在する植民地統治問題の本質的な困難についての明確な指摘は、時永独自のものがある。これを日本と朝鮮に置きかえて読むならば、現在のわれわれも、時永の警告を忘れがちな者として彼に批判されることは必至であろう。

吉村、時永にたとえ朝鮮問題について批判的な見解があったとしても、その立場と書物出版の事情などからして、彼らはその見解を明示し得なかったに違いないが、新聞記者や学者など、比較的自由な立場の者は、当時でも、もう少し明確にその問題意識を書き記すことが出来た。

当時の、外国事情に通じた大記者の一人であった下田将美は、『愛蘭革命史』の序で、その意図するところを、控え目に、しかし、或程度卒直に記している。

「我國は永い間、世界の各國から軍國主義と領土侵略主義の權化のやうに思われてきた。そして今も猶思はれて居るであらう。かう思はるるのが是か、果た非か私は敢て軽卒な斷定を下さずに置かう。私は過去數世紀に亘る悩みと犠牲とに満ちた愛蘭革命史を編むことによつて常勝の誇に馴れた我國の過去の人々と、新らしい思想に生くる若き人々との双方に何ものかを與へることが出来れば此上の満足はないものである。

大正十二年五月 下田将美「下田『愛蘭革命史』五頁」

彼は霧深いロンドンで、アイアランド、エジプト、インドの獨立問題を、イギリスの悩みとして考えるばかりでなく、「世界の列強の間に猶力強く存している軍國主義と、領土侵略主義との前途」に思いを及ぼし、民族自決の要求が大英國をゆさぶっている姿に、祖国日本の明日を見ていたのである。

「愛蘭の將來」と題する巻末の章において、下田は、当時発足したばかりのアイアランド自由国が、やがては共和国に成長発展してゆくこと、アイアランド問題はまた長い苦しみを先にもっていることを予測して次の如く記している。

「自由國は英國の支持の下に共和主義の根滅と壓迫とに今後も最善の努力を盡すことであらう。しかしかにかに最善の力を盡しても、人の思想だけは奪ふことは出来ない。一度び愛蘭人の胸に喰入った共和思想を奪ひとることは斷頭臺と牢獄との力では叶はぬところである。恐らく愛蘭人の血のつづく限り、『完全な獨立』の運動は根だやしになる機會は決して來ないと見て差支へないであらう。」(下田、前掲書、二九六頁)

さらに、彼は、J・コノリーの思想が將來のアイアランドに大きな影響を及ぼすこと、労働者が、イギリス流の労働組合主義を越えた運動を展開するであろうことを指摘し、アイアランド問題は世界的視野でとらえられるべきであると主張している。

「斯く觀じて來れば南部愛蘭自由國の將來は決して、南北愛蘭國境の折衝や、共和軍の武力的の抗争の優劣と云うことのみで決せらる可きものではなくして、英國民の心裡を流るる思潮の反映ともなり、更に進んでは今後の世界思潮とも連關して考へねばならなくなつて來るであらう。私は此意味に於て愛蘭を單に英國内の一小島の獨立運動とのみは見ないものである。」(下田、前掲書二九六頁)

吉村、時永の論にくらべれば、下田の筆には余裕と視野の広さが感じられるが、同時に、前二者よりもクールな、若干傍觀者的な響きがあるように思う。朝鮮問題を下田が意識していない筈はないのであるが、問題がそれと若干ずれたところでとらえられているようである。

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について(一)

これよりさき、時永浦三が『愛蘭問題』の序を記した大正十年七月に、一人の若い日本の社会学者がダブリンを訪れ、Custom Houseの焼け跡や、鉄条網に囲まれたダブリン城を見物し、街角の老人や青年たちの、汚れた、しかし剽悍な Sinn Féin 面をたたえ、「自由、独立、獲得せよ Ireland 人汝の自由を。」と日記に書き記した。それが矢内原忠雄であった(同氏全集第二十八巻六三三―四頁)。こうした体験と、彼の植民地政策研究が、日英の植民地政策批判の精神で結びあわされて生れたのが、わが国のアイアランド問題研究の原点とも言うべき論文「アイアランド問題の発展」である。

彼はアイアランド問題研究の興味は二重である、とする。その一は「学問的興味」であって、それは、(自由国の成立で一応アイアランド問題は完結したと見做すと)、その歴史は植民地政策の圧迫性およびその止揚が典型的に示されているということに由来するとされる。その二は実際の興味である。

「世人屢々朝鮮を以て我国のアイアランドに比する。本国との歴史的交通の古きこと、古代には本国よりも文化及宗教に於てむしろ先進国たりしこと、屢々本国軍隊の侵入を被りしこと、人種的關係は本国に近似ししかも同一にはあらざること、本国との距離近く経済上及び国防上の關係密接なること等、朝鮮の我国に対する地位をばアイアランドのイギリスに対する地位に比するは必ずしも不当ではない。而してその植民地關係の政治的經濟的社会的發展の内容及び傾向については異同果して如何。

アイアランド問題研究の實際的興味は吾人にとりては朝鮮(及び滿州、台灣)あるが故である(矢内原『帝國主義下の印度―附アイアランド問題の沿革』二四八頁)

(但し、この論文の中で、彼が、右の朝愛比較研究を實際に提示したわけではない。)

既に吉村の結論について述べたところ、矢内原の朝愛比較との一致に注目したい。世人屢々とあるところからして、大正期には、かなりアイアランドの状況について伝えられていたと考えられる。あるいは、現在よりも当時の方が、問題を正確に知っている人は多かったのかもしれない、と筆者は推測している。一方は、文学的関心から、他方は、復活祭蜂起等世界中にかなりのニュース・バリューをもって伝えられた事件と、これまた当時様々な注目を集めていた朝鮮問題などから。

矢内原はアイアランドの植民地としての歴史を次のごとくまとめている。

「イギリスは始め搾取を標榜して搾取し、中頃自由平等の名によりて搾取し、終りに保護的政策によりて結合の維持を計った。搾取はアイルランドの国民運動を激化し、懐柔も亦無効に終った。ヘンリー二世の侵入以後自由国の成立まで七百五十年、その歴史は要するに植民地政策的搾取と搾取の止揚とであった。」(矢内原、前掲書 三〇五頁)

この「搾取の止揚」を求めるアイアランドの運動は民族運動ではあったが、労働者階級の運動というわけではなかった。矢内原は、この民族独立の運動が、それぞれの時期にどの階級を中心の勢力とするものであったか、を跡づけ、ユナイテッド・アイリッシュ・ユメンの運動からシンフェン党にいたるまで、主勢力は常に中産階級および農民階級であり、D・オーコンネルは労働組合を産業不振の原因として非難し、フェニアンは労働者に訴えたがその階級の解放は問題とせず、シンフェン党は社会主義的言論にも寛容ではあったが、リーダーは反社会主義であったと概括する。こうした一九世紀の傾向に対して、矢内原が注目した二十世紀の新しい動きが、コノリーおよびラーキンに代表される社会主義政党および労働組合の抬頭である。差当りの消長は別として、アイアラン

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について (一)

ドが自主国家としての地歩を築いてゆくにつれて、アイアランド人は社会のあり方を自分たちの手できめてゆくであろうし、おそらくそれは社会主義実現の道であろうと矢内原は推測する。もちろん、時代は、それを、矢内原自身の言葉で語らせはしなかった。彼は代りに、カウツキーのアイアランド論から次の部分を引用して結びとしているのである。

「民族的に抑圧せらるる国では階級的対抗は極めて容易に民族的対抗を以て蔽はれ暗まされる。アイルランドの労働者とその階級的位置を正当に認識し国際的社会主義に接近するに至るは、所有者階級の擁護者として彼等に対立する政府がもはやイギリス人の政府たらず、自己と同民族の政府たるに及びて始めて可能となる。その時始めてイギリス労働者に対する彼等の不信は消失し、連帯の感情が深く根ざし得るであろう」(矢内原、前掲書

三二三頁)

カウツキーも、そしておそらくは矢内原も、民族独立→階級解放と、機械的な二段階の解放路線を頭に描いているようである。これは、彼らの注目したコノリーの主張する労働者階級の役割とは大分ちがう一種の机上の空論のように筆者には思えるが、それは別として、アイアランド問題の認識は、矢内原にいたって、遂に、民族独立と社会主義の問題を扱うまでに深められてきたのである。これはまさに現代の問題である。朝鮮問題をここに重ねあわせると、五十年の歳月と洋の東西のちがいが即座に消し飛んでしまうように筆者には感じられる。⁽³⁾

3) 日本農業(資本主義)問題—澤村、平野の場合

澤村康は、大正期のわが国農政の象徴的存在であった「石黒農政」を支えた学究肌の農林官僚の一人であつ

た。「革新官僚」石黒忠篤が農政課長（大正八年七月就任）として小作制度調査委員会で活躍した際、澤村は、芹沢光治良などと共に、農政課で農民救済への強い使命感に支えられて、農業の調査に没頭していた。⁽⁴⁾殆んど日なして、豊富な内外の文献を毎日役所で読破していたという。

わが国では大正六・七年頃から農村各地に急激に小作争議が頻発し、農業問題は政治上の最大の争点の一つになる。第四十六帝国議会（大正十一年）は農政議会とさえ呼ばれた。このような状況の下で、大正九年十一月に農商務省内に小作制度調査委員会が設置され、大正十二年五月には、これに代って、官制による小作制度調査会が設置され、また、大正十三年四月にはこれに代って帝国経済会議農業部が設置された。同会議廃止後一年半の大正十五年五月には小作調査会が設置されている。政府はこれらの調査会に、小作争議の対策として、自作農の創定、小作制度の改革、小作組合法案などの諸政策を諮問したのである。⁽⁵⁾

こうして、アイアランド問題の一つの非常に重要な側面、即ち農業問題または土地政策が、わが国の農業問題を調査研究し農政を革新してゆくための重要参考例として注目されるにいたったのである。貿易政策、異民族統治など、これまでは国際的な関係を考察する上の参考例として取上げられていたアイアランドが、始めて、内政の指針として問題にされたのである。それも、政策立案乃至法案作成を目的とする研究であるから、その綿密詳細なことは、それ以前のどの研究をもはるかにしのぐものがある。おそらく、わが国でこれまで出されたどのアイアランド研究よりも詳細かつ正確な土地政策史であろう。

澤村の研究が、その目的からして、直接にはかなり技術的な点に焦点をあわせているとは言え、その中でも自らアイアランドの国情と土地政策の関係は明示されている。例えば次の如きは、その好例である。

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について(一)

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について(一)

『アイアランド』の土地政策が小作制度の改革より自作農の創定に進みたるの故を以て直ちに小作制度の改革は必然に自作農の創定を呼び起すものだと考ふる者あらば、夫れは明かに誤解である。既に述べたるが如く『アイアランド』の農業は英國政府の爲めに暴力を以て不當に土地を没収せられたものだから、夫れを取戻し度いと謂ふ歴史的感情的の強い欲求を持って居る。されば『バーネル』のひきある土地同盟の如きも専ら自作農の創定を主張したのであって、相當小作料決定の制度は寧ろ彼等の希望せざるところであつたのである。殊に地主と小作人との間には異民族、異宗教と謂ふ敵對關係があるものだから、『アイアランド』の農民は『アイアランド』人の手に土地を取戻すことを以て、『アイアランド』獨立の爲めの必要的前提だと考へて特に自作農創定を要求したのである。されば、斯かる事情を考慮して見れば、『アイアランド』の土地政策が結局自作農の創定に歸着したことは毫も怪しむに足らぬのである……」(澤村『小作法と自作農創定法』三〇八頁)

甚だ明快に、しかも要点をよく押えて、叙述されている。矢内原の場合でも、なかなかこのようにすっきりとは説明されていない。

澤村の問題はあくまでもわが国に作らるべき農業の諸法はいかにあるべきか、にあつた。そして、わが国の自作農創定法は間接強制創定主義であるべきであり、その適例はアイアランドの自作農創定法であると主張し、また、小作調査会が答申した「小作法制定上規定すべき事項に関する要綱」を、アイアランドの例を多くひいて批判したのである。

「要綱」批判の結びでは、彼は次のように述べている。

「(要綱の) 海外の小作法に比較して根本的に異なる點は小作料の改定を簡易公平に行ふ途を設けざること、地主

保護の規定を遠慮なく提案せること、及び一般に小作人保護の規定に關し要綱が頗る控へ目の提案をして居ることである。恐らくは之等の點が我國の實狀に即せりと稱せらるる所以なのであらう。⁽⁶⁾」

石黒の下で活躍した革新官僚の面目躍如たるものがある。

平野の関心は日本資本主義の把握であり、労農派的見解に対する講座派からの批判であった。従つて、櫛田民藏、大内兵衛、向坂逸郎などが、日本農業の規定を、イギリス的(櫛田)、フランス的(大内)、ドイツ的(向坂)と都合の良いところと類比するのを批判する。アイアランドの土地問題を論じたのも同じ関心からである。つまり、労農派の人々が、日本の小作料を自由な契約関係とし、その異常な高さを小作人同士の競争関係に由来するとし、競争の激しさの原因は人口過剰にあるとして、その類似の例をアイアランドに求めているのを批判するためであった。平野は、アイアランドの小作料は半資本制地代ではなく、アイアランドの小作は資本制農業への過渡的中間形態ではないこと、零細小作人^(コティヤ)が支払う小作料は、実際には貢物であり、自己の労働から生ずる生活資料の控除を示すものであつて、そのほんの一部が地代であるにすぎない(エンゲルス)こと、類比は従つて無意味であることを、マルクス、エンゲルスの叙述を利用して主張する。

以上概括したように、明治三十三年から昭和十一年にいたる三十六年間のわが国におけるアイアランド研究は、常に、その時期の大きな問題との密接な関係の下で、非常に鮮明な問題意識に支えられて行なわれてきた。叙述の正誤はともあれ、それは、読む者をして思わず襟を正させずにはおかぬ緊張感を、どの研究にも与えている。

では、そうした問題意識に支えられて、彼らはどのような内容をわれわれに伝えているのか、今日からみて、

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について(一)

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について (一)

そこにはどのような宝が今もかくされているのか、次にそれを探ってみたい。

(1) 大島貞益の『經濟纂論』には「愛倫の民究苦の状は前文既に擧る所の一例を見て知るへし。且今日人の話頭に在る者多ければ一々に引證せず……」(明治文化叢書『情勢論』日本評論社、二七八頁)とある。アイアランドの困窮状態が当時既に人の話題になっていたというのであるから、当然、かなりの印刷物があつたと考えられる。

(2) 朝鮮人の愛国心を是認せよ、とする吉野作造の朝鮮統治改善論を批判して、総督府官吏小松緑は次のように書いている。

「要するに朝鮮人の同化を不可能ならしむる事情は一も存在しては居らぬ。若し之を妨ぐる何物かがあるとせば、それは朝鮮人を異民族と言ひ、殖民地土民と言ひ、終始不平を懷く者と推想し、到底同化すべからざる民族と断定する人々であらねばならぬ」(傍点引用者)。拓殖局の役人も齋藤総督も吉野と同じく統治を妨げる人々の中に入るらしい。松尾尊兌『大正デモクラシー』 岩波書店、一九七四、二八八頁参照。

(3) 一般に当時の日本の社会主義者達は朝鮮、中国に関心を寄せず、遠く、ロシア、欧米に目をむけていたようである。三・一独立運動に対しても支持活動はおろか支持的言論も機関誌に見出せぬという。一九二三年に赤松克麿は『赤旗』のアンケートに「所謂朝鮮独立運動は時代遅れである」と答え、総同盟中央委員会では、「朝鮮人労働運動の調査及び之れと提携の件」を説明して「単なる民族独立運動であれば、それは大帝国内に反抗する小帝国主義であるのだから、無産階級運動とは縁のないものである」と言ったという。関東大震災下の朝鮮人虐殺事件に対しても殆んど何の批判も彼らは出来なかつた。日本人が一般に抱いていた朝鮮人に対するいわれのない優越感、大国意識から、彼ら社会主義者もまぬがれてはいなかつたのである。アイアランド問題に対するイギリスの社会主義者の態度との非常な類似に、筆者は空恐ろしいものをさえ感した。松尾、前掲書三一―三一八頁参照。

(4) 竹村民郎「地主制の動揺と農林官僚―小作法草案問題と石黒忠篤の思想―」、長幸男、住谷一彦編『近代日本経済史

想史』I、有斐閣、昭和四十四年所収、参照。

(5) 澤村康「自作農創定の諸問題」、同「小作法要綱批判」、『小作法と自作農創定法』所収、参照。

(6) 澤村、前掲書七三二頁

―追記―

永野八郎がアイアランドに言及していることは、本校脱校後に杉原四郎先生からご教示いただいた。度重なるご教示、ご指導に全くお礼の申上げようもない。残念なことに彼の書物を検討する余裕がなかったが、永野の立論の如何では、拙稿の論旨にかなりの訂正が必要になるのではないかと思う。論文を書くことは恥をかくこと、という思いがますます強くなっている。

この研究は昭和四十九年度文部省科学研究費による研究助成の成果の一部である。

戦前のわが国におけるアイアランド史研究文献について (一)